

# 佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書

令和5年12月27日

佐渡市農業委員会

## はじめに

農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されました。

新たに市町村において推進が法定化された「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画：地域の農業の将来のあり方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（農業を担う者ごとに利用する農地を示した地図を含む）などを定めた計画）」の策定とその目標達成のための活動が重要となります。

また、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体を育成していくことが重要となり、そのためには、経営体自身の経営改善のための支援が必要となります。

我々農業委員会は、「農業・農村を守り、その健全な発展に寄与する」という組織理念のもと、農業委員・農地利用最適化推進委員を中心として地域の農業振興活動を行い、優良農地の確保、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の育成確保といった農地等の利用の最適化の推進に取り組んでいます。

しかし、本市農業を魅力ある産業としていくための「儲かる農業」「稼げる農業」の実現など、本市の農業振興を着実に実施するためには、未だ多くの課題があります。

そこで、新潟県農業会議の要請決議や農業関係団体・農業経営者の意見要望等を踏まえて、「農業委員会等に関する法律」第38条に基づき、佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書を取りまとめましたので提出いたします。

意見を踏まえた施策の実現に向け、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和5年12月27日

佐渡市長

渡 辺 竜 五 様

佐渡市農業委員会

会 長 金 田 勝 廣

# 佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見の全体構成

|  |           |
|--|-----------|
| <b>1 農業振興等に関する施策の展開方向</b>                | <b>1</b>  |
| (1) 佐渡農業の振興に向けた施策の推進                     | 1         |
| (2) 佐渡農業の魅力発信                            | 3         |
| (3) 市職員による農業研修の実施                        | 3         |
| <b>2 農地の有効利用施策の推進</b>                    | <b>3</b>  |
| (1) 地域計画の策定と目標達成のための活動の推進                | 3         |
| (2) 基盤整備の推進                              | 4         |
| (3) スマート農業の推進                            | 5         |
| (4) 遊休農地の有効利用のための支援                      | 7         |
| <b>3 新規参入者の確保・育成・定着と地域農業を担う経営体の育成・支援</b> | <b>8</b>  |
| (1) 農産物の適正な価格形成                          | 8         |
| (2) 高温少雨による農業被害を踏まえた農業経営の継続支援            | 9         |
| (3) 地域おこし協力隊の制度等を活用した新規参入の促進             | 9         |
| (4) 半農半Xなど新たな就農者の確保の推進                   | 10        |
| (5) 女性の活躍を後押しする地域農業の環境づくり                | 12        |
| (6) 農業者年金の加入・全国農業新聞の普及推進                 | 12        |
| <b>4 農業委員会活動への協力・支援</b>                  | <b>12</b> |
| (1) 市長部局と農業委員会との連携・協力について                | 12        |
| (2) 農業委員会事務局の体制強化について                    | 13        |

## 1 農業振興等に関する施策の展開方向

### (1) 佐渡農業の振興に向けた施策の推進

農業生産の現場では、気候変動の影響が現実的なものとなり、高齢化の進行と農業生産者の減少、主食用米の需要減少に伴う米価の低迷、肥料・燃油・生産資材高騰等が農業の持続性を脅かす状況となっています。

このような状況の中で、国は、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定、令和4年7月には「みどりの食料システム法」が施行され、令和5年2月には、新潟県と県内30市町村が共同で「新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」が策定されました。

一方、本市においては、平成31年1月に策定した「農業再生ビジョン」に基づき、持続可能な農業の確立を目指した施策を推進しているところですが、みどりの食料システム戦略に先駆けて、令和2年度より地域全体で有機農業に取り組む産地形成（オーガニックビレッジ）や、保育園・小中学校の給食における有機農作物の利用促進等公共調達も含めた有機農作物の地域需要の拡大に向けた取組を進めています。

また、令和5年11月には、「佐渡市有機農業実施計画」を策定し、県内で唯一、「オーガニックビレッジ宣言」をしました。

こうした中、本市農業を魅力ある産業として次の世代に確実に引き継いでいくためには、「生産性向上と自然生態系の保全を両立させる持続可能な農業」の実現を目指し、本市農業の収益性を高めるための構造改革を進めていくことが必要です。

このため、市においては、本市農業の10年・20年後の中長期的な視点に立った課題や政策の方向性、目標を示すとともに、その実現に向けた具体的な施策を示した「佐渡農業の将来ビジョン（10年・20年後を見据えたグランドデザイン）」を策定して、農業者をはじめ消費者や事業者等の理解を深めながら施策を推進することが重要ではないかと考えます。

○ 事例等

- ・ みどりの食料システム戦略（2050年までに目指す姿）
  - 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
  - 化学農薬の使用量を50%低減
  - 化学肥料の使用量を30%低減
  - 耕地面積に占める有機農業の取組み面積の割合を25%（100万 ha）に拡大

・ 新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

|                      | 現状<br>(令和3年度) | 中間目標<br>(令和6年度)        | 目標<br>(令和10年度)         |
|----------------------|---------------|------------------------|------------------------|
| 特別栽培農産物等<br>生産面積     | 26,648ha      | 30,646ha<br>現状対比 15%増加 | 35,976ha<br>現状対比 35%増加 |
| 温室効果ガス削減<br>生産方式取組面積 | 2,831ha       | 3,262ha<br>現状対比 15%増加  | 3,834ha<br>現状対比 35%増加  |

・ オーガニックビレッジ

農林水産省では有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む市町村を支援。

・ 佐渡市有機農業実施計画

計画期間：令和5年度～令和9年度

計画目標：令和3年度無農薬無化学肥料栽培米実績 48ha（0.9%） 38名  
 令和6年度短期目標 60ha（1.1%） 63名  
 令和9年度目標 90ha 90名  
 令和10年度中間目標 100ha（2%） 100名  
 令和32年度最終目標 1,250ha（25%） 1,250名

・ 主食用米の需要量の推移

（出典：「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）

H8・9/943.8万トン 1人当たり消費量/75.0Kg

R4・5/691.1万トン 1人当たり消費量/55.3Kg

※ 近年は▲10万トン/年程度

・ 農業再生ビジョン

計画期間：5年間（平成31年1月～令和5年12月）

- 施策の5本柱：
- 1 経営の多角化・大規模化による収益性の向上
  - 2 超省力・高品質生産を実現する次世代型農業の推進
  - 3 地消力の強化による島外販売戦略
  - 4 地域の農業を担う多様な担い手の活躍の支援
  - 5 地域の強みを生かした里山の振興

農業再生に向けた全体目標：平成28年度農業産出額99億円 → 100億円

・ 佐渡市の農業産出額の推移（出典：「市町村別農業産出額」）

H 4/2,269千万円 → H16/894千万円（台風被害甚大）→

H18/1,337千万円 → H26/914千万円 → R3/855千万円

## (2) 佐渡農業の魅力発信

市の目指す将来の農業のあり方等を含めた農業生産現場の取り組みについて、農業者のみならず市民や事業者等にも広く理解してもらうことは、市内農産物の販売促進のみならず、適正な価格形成等にも影響します。

有機農作物等環境に配慮した農産物の生産はコストがかかることや生産者の努力と工夫のうえで、より安心・安全な農作物の生産が行われていることなどについて、市民や事業者等の理解を深めるためにも、佐渡農業の魅力発信のための施策をこれまで以上に強化するよう要望します。

## (3) 市職員による農業研修の実施

農林水産省では、本省勤務の若手職員が、農林漁村の現場において農林漁業を直接経験することにより、現場の実態に即した政策の企画・立案ができる人材を幅広く養成することを目的に、農村研修（約1か月間）を実施しています。

農村研修の受け入れ募集は、各都道府県等を通じて行われていることから、積極的に受入農林漁家の紹介を国・県に行うよう要望します。

また、基幹産業が農業である地方公共団体においても、農業の理解を深めることや、現場主義や市民視点、対話重視といった行政の基本姿勢を学ばせることなどを目的に、農業研修を実施している事例があります。

市職員を対象にした農業研修の実施は、職員が市の施策を客観的に見つめ直すことや、農業研修を通じて農業者との信頼関係を高めることが期待されることから、農業研修の計画的な実施について検討するよう要望します。

### ○ 事例等

- ・ 令和4年度農林水産省農村研修  
北陸・中部・東海地方 新潟県村上市 ほか7市町

## 2 農地の有効利用施策の推進

### (1) 地域計画の策定と目標達成のための活動の推進

市が令和7年3月までに策定することとなる地域計画については、離農する農業者の農地の受け皿の確保が最大の課題となっています。

地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくためにも、農地の集約・集積だけでなく、基盤整備事業やスマート農業への取り組み、新規就農者等の受け入れ、農作業受託の活用のほか、高収益作物への転換や有機農業の導入等について、地域ごとに積極的な話し合いを行うことが重要です。

また、目標地図は、将来にわたって守るべき農地（エリア）を中心に、農地の集積・集約化をより計画的に進めるため、10年後に農地を利用する者を農地一筆ごとに特定し地図化することが求められていますが、地域ごとの話し合いの結果を踏まえて、有機農作物や高収益作物栽培エリア、新規就農者の営農エリア等

のゾーニングについての検討が必要となる場合があります。

このため、地域計画については、地域ごとの協議の場や担い手同士の意見交換の場等を設置し、農地集積・集約等についての合意形成を図ることはもとより、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区及び農業委員会等の関係機関・団体との協力関係を強化することにより、将来の農地利用の姿について十分な話し合いを経た上で策定するとともに、地域計画の実現に向けた支援を積極的に講じるよう要望します。

## (2) 基盤整備の推進

本市の農地の現状は、中山間地域、平坦部などそれぞれの地域で異なるものの、管理しやすい農地でなければ次世代に農地を引き継ぐことは困難な状況です。

また、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止及びスマート農業の普及推進等の観点からも基盤整備は重要です。

水田の大区画化・汎用化はもとより、中山間地域に多く点在する小区画や不整形、狭小、傾斜地等農地の条件が悪いほ場についても、ほ場条件の改善につながる小規模基盤整備や簡易な農地整備を農地耕作条件改善事業等を活用して積極的に進めることができるよう、市が地域の農業者の声を汲み上げ、新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部と連携・協力して基盤整備を推進するよう要望します。

### ○ 事例等

- ・ 基盤整備の状況（出典：新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部）

令和4年度末において、水田面積8,390haに対し5,648haが整備され、67.3%の整備率（20a以上に整備された水田と用排水路整備水田）となっています。県全体の整備率65.2%に対して、若干上回っている状況となっています。また、整備済面積のうち4,757haは汎用化水田として整備されており、汎用化水田の整備率は56.7%と県全体の53.3%よりも上回っている状況となっています。

※ 1ha程度以上の大区画化整備率は、11.7%。

県全体の整備率17.9%に対して低い状況となっている。

- ・ 農地耕作条件改善事業

区画整理や暗渠排水、用排水路、農作業道の整備などの地域ニーズに沿ったきめ細やかな基盤整備や稲作から野菜・果樹等の高収益作物への転換、地域特産物等の病害虫対策、水田の貯留機能向上のための畦畔整備等及びスマート農業といった先進的な営農体型の導入を支援。

補助率：国1/2 定額・定率助成

事業の対象地域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等

総事業費：200万円以上

農業者数：2者以上

### (3) スマート農業の推進

農業分野では、農業者の減少・高齢化の進行等による労働力不足が深刻化しており、担い手が受け皿になりきれない農地が耕作放棄地・荒廃農地となることが懸念されています。一方、農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練農業者でなければできない作業が多く残されており、省力化、人手の確保、負担の軽減が喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、スマート農業技術の実用化を加速し、普及を促進することは、作業効率の向上による担い手への更なる農地の集積・集約の促進、労働負担の低減による女性・高齢者・障がい者・外国人材等の多様な人材の参画（SDGs ダイバーシティの向上）、さらには、AIやビッグデータ解析による熟練農業者の技術・情報の共有化等による新規就農者の確保・定着、センシング・センサー情報等を活用した農作物の品質向上と農業の環境負荷の低減（農薬削減、CO<sub>2</sub>発生抑制等）などの効果を確保することにも繋がります。

本市では、「スマート農業産地形成実証（農研機構）事業（中山間地域水稲 R4～5）」や「佐渡島特産「おけさ柿」大規模経営へのスマート農業技術体系の導入実証（果樹 R2～3）」等の導入により、スマート農業の実証に取り組んでいますが、農業者がメリットを十分に理解するための効果が見えにくい状況にあるのではないかと考えています。また、スマート農業の現場導入の促進には、一定のほ場規模や通信環境の基盤整備等が必要です。

スマート農業の普及推進に向けては、スマート農業に関する学習会や研修会の開催のほか、実際の農業現場に導入し、経営における効果を明確化することが重要であることから、スマート農業の導入に意欲的な農業者の参加を得て中山間地域、平坦部それぞれに実証フィールドを設置するとともに、RTK-GPS 等基地局設置による通信環境整備やロボット技術・ICT 機器導入の支援、農業用ドローン教習支援等の助成を措置することを要望します。



○ 事例等

- ・ 国「食料・農業・農村基本計画」 「スマート農業の加速化、農業デジタルトランスフォーメーション(農業DX)、フードテックの展開」の施策方針を明記。
- ・ 国「食料・農業・農村基本法の見直し スマート農業の振興の法制化
- ・ 国「スマート農業実証プロジェクト」 全国217地区

※ 主な事例と効果(出典:農林水産省「スマート農業をめぐる情勢について」、「スマート農業の推進について」)

- 衛星データを活用し農機を直進制御する技術は、非熟練者の作業改善等に寄与し、現場で普及が進む。直進アシスト田植機の場合、作業時間が平均で11%短縮。女性の参画が可能になったほか、新規参入者でも操作が可能であり、若者の新規雇用に繋がった。

|      | H23(台) | R3(台)  |
|------|--------|--------|
| GNSS | 1,630  | 28,270 |
| 自動操舵 | 120    | 17,990 |

GNSS：衛星測位システムの総称

- 平地の農業生産を中心としてドローンでの農薬散布面積は、近年大きく伸長。 H28：684ha → R2：119,500ha  
作業時間が平均で78%短縮。
- 自動水管理システム 機器45万円  
通信システム利用料0.8万円/年・中継機1台  
※ その他取付工事費  
作業時間が平均で71%短縮。気象条件に応じた最適水管理で高温対策も期待できる。
- 農業用アシストスーツ 120万円+消費税  
レンタル8.4万円/月+消費税  
10~30kg程度の収穫物の持ち上げ作業で負荷を1/2程度に軽減。持ち上げ運搬作業等の軽労化により、高齢者や女性等の就労を支援。
- リモコン式自走草刈機 177万円(税込)  
最大傾斜40°のような危険な場所での除草作業もリモコン操作で安全に実施可能に。  
作業効率は慣行作業の2倍。(3a/hr → 6a/hr)  
女性、高齢者学生アルバイトも含め、多様な人材が集う法人経営を実現。
- 水田自動除草ロボット 501千円(税抜き)  
除草剤を使わずに雑草が生えにくい状態をつくることで、除草にかかる労力を大幅に削減。
- ・ 岩手県花巻市 スマート農業導入支援事例
  - 市町村、JA等によるRTK-GPS等基地局設置による通信環境整備
  - ロボット技術・ICT機器導入支援 100万円上限1/3
  - 農業用ドローンの教習支援 10万円/人1/2

#### (4) 遊休農地の有効利用のための支援

農業委員会では、農地法の規定に基づいて市内の全農地を対象に年一回農地利用状況調査を実施するとともに、遊休農地があるときは、所有者に対して利用意向調査を行い、遊休農地の発生防止に取り組んでいます。

また、利用状況調査の結果、すでに森林の様相を呈するなど、再生利用が困難な農地と判定した農地については、非農地として処理することになっています。

一方、我が国の農地面積は、昭和36年から令和3年の半世紀の間に、宅地などへの転用や荒廃農地の発生等により、約283万haがかい廃されたため、609万haから434万9千ha(▲28.6%)へと減少しています。(出典:「耕地及び作付面積統計」)また、令和3年の再生利用が可能な遊休農地と再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は、全国に26万ha存在していることから、食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮の観点から、その解消が喫緊の課題となっています。(再生可能9.1万ha、再生困難16.9万ha。出典:「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」「荒廃農地の発生・解消に関する調査」)

我が国において高齢化・人口減少が本格化する中で、その影響を大きく受ける農村地域にあっては、農業者の減少や荒廃農地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される状況です。

遊休農地対策については、農業委員会業務の中でも最重要課題として位置付け、農地パトロールの実施等に取り組んでいるところですが、今後は、新規就農希望者への農地の情報提供をはじめ、不在地主等で管理のできない農地等については、地域の農業者と連携して草刈等の保全管理を行う仕組みづくりを検討していきたいと考えています。

つきましては、遊休農地の発生防止・解消のため、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落による共同活動の拡充、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用、農福・農商工・農学連携等の対策を戦略的に進めるとともに、農地の集約化等に資する遊休農地については、利用する農業者が遊休農地の解消を迅速に行えるよう解消費用の助成措置や乗用草刈機等の貸出、遊休農地を活用した有機栽培米、高収益作物の生産促進等の対策を講じるよう要望します。

○ 事例等

- ・ 佐渡市農地面積 H16/11, 400ha → R4/9, 820ha  
▲1, 580ha (内、田 ▲1, 300ha)
- ・ 令和4年佐渡市再生利用が可能な遊休農地 47ha
- ・ 令和4年佐渡市再生利用が困難と見込まれる荒廃農地 606ha } 合計 653ha
- ・ 令和4年度非農地通知 2, 257件 163ha

(出典:「耕地及び作付面積統計」「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」  
「荒廃農地の発生・解消に関する調査」)

- ・ 国 遊休農地解消緊急対策事業 新潟県内利用実績 R4 無  
事業主体 新潟県農林公社  
交付額 上限43千円/10a  
対象農地 簡易な整備(草刈り等)で解消できる遊休農地  
農地バンクに10年以上の使用貸借で貸し付けること
- ・ 県 遊休農地再生作業支援事業 新潟県内利用実績 R4 無  
事業主体 市町村等  
交付額 市町村等補助額の1/2以内 上限25千円/10a  
間接補助対象者 効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農経営または認定新規就農者)及びこれらを構成員とする任意組織とする。

### 3 新規参入者の確保・育成・定着と地域農業を担う経営体の育成・支援

#### (1) 農産物の適正な価格形成

農業の持続的発展のためには、生産コストを踏まえた適正な価格形成の仕組みの構築が喫緊の課題となります。

今、国は、「食料・農業・農村基本法」の見直しを行っていますが、生産コスト上昇分の価格転嫁の問題については、2018年にフランスで公布されたエガリム法等を参考に、農産物の適正な生産価格形成に向けた仕組みを構築する方針を示しています。

農産物の価格については、消費者の理解を得ながら、食料システムの中で適正な価格形成が行われるよう生産コスト等の把握を行うとともに、当初のエガリム法が、「学校給食などで使用する食材の50%を高品質で持続可能な食材にしておくこと、特に20%はオーガニックのものを使用することを義務付け」、健康安全の強化と環境負荷低減を目指した農業とセットで、生産コストの転嫁が掲げられていることなどに留意しつつ、消費者・実需者の環境保全型農業に対する理解醸成を促進することにより、エシカル消費につながる食料品(SDGs12:環境に配慮した農作物等)の購入割合が高まるような仕組みの構築に向けた施策の推進を要望します。

## (2) 高温少雨による農業被害を踏まえた農業経営の継続支援

令和5年7月以降の顕著な高温等に伴い、新潟米の著しい1等米比率の低下や柿の肥大不良・日焼けなどの被害が発生したことにより、農業経営への重大な影響と農業者の営農意欲の低下が懸念されています。

このため、農業者の生産意欲を支え、次年度以降も安心して農業に取り組むことができるよう、農業経営のセーフティネットである収入保険料の一部補助等必要な支援策を講じるよう要望します。

### ○ 事例等

- ・ 新潟県議会 高温・少雨による農業被害を踏まえた農業経営の継続支援を求める意見書の可決
  - ・ 新潟市 融資資金利子・保証料の補助、収入保険料の補助（2万円上限）  
資材購入費の一部として農地5千円／10a支給
  - ・ 弥彦村 収入保険料の補助（5万円上限保険料・付加保険料の1/5）、水稻5千円／10a、露地栽培の果樹、園芸作物は2万円／10aなど、収入補填金の交付。
  - ・ 見附市 収入保険の新規加入や更新費の一部補助、コシヒカリ4千円／10a、こしいぶき400円／10aの収入補填金の交付
  - ・ 十日町市、南魚沼市、三条市、妙高市、村上市、田上町、出雲崎町、阿賀町収入補填金の交付等
- ※ 県内における収入保険料補助の状況
- 柏崎市 10万円上限半額補助、
  - 妙高市 個人：5万円上限半額補助、法人：40万円上限半額補助

## (3) 地域おこし協力隊の制度等を活用した新規参入の促進

農林水産省は、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者数が、2000年から20年間で240万人から136万人に半減しており、今後20年間で高齢者がリタイアした後、基幹的農業従事者数が現在の約1/4、30万人まで激減するおそれがあることを示しました。（出典：第4回食料・農業・農村政策審議会基本法検討部会配布資料）

このような状況において、高齢者の退出を補う受け皿となる新規就農者を確保し、増加させていくためには、間口を広くし、多様な手法で多様な人材の就農を促すことが必要です。また、農村に人を呼び込むためには、所得と雇用機会の確保が重要です。

既に佐渡農業協同組合では、3年間職員として働きながら農業の知識や技術を身につけ3年後の新規就農をサポートする就農研修制度を創設して、将来の担い手の確保に取り組んでいます。一部の市町村においては、総務省の管轄事業である「地域おこし協力隊」を新たな新規就農ルートとして積極的に活用しています。

つきましては、本市においても、農林水産省所管事業と総務省所管地域おこし

協力隊事業を組み合わせ、新規就農支援モデルを構築するよう要望します。

また、新規就農支援は、農地の確保にとどまらず、技術の習得、資金の確保、機械・施設の確保、住宅の確保と広範囲にわたります。そのため、普及指導センター、農業協同組合など関係機関との連携をより一層強化して総合的な支援戦略を構築し、就農希望者に向けて情報発信することができるよう要望します。

○ 事例等

- ・ 佐渡市基幹的農業従事者数

H22 / 6, 827人 → R2 / 3, 922人

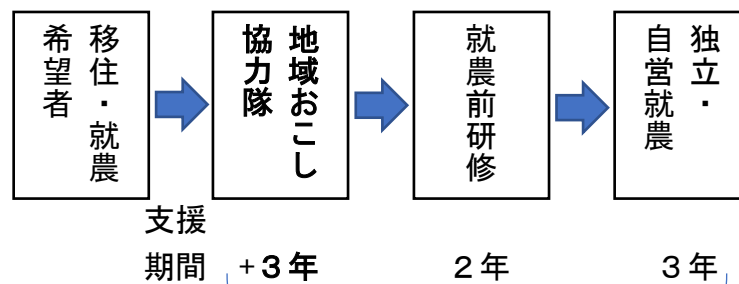
▲2, 905人 (10年で▲42.6%)

R2 / 65歳以上の割合 78.3%

(出典：農林業センサス)

- ・ 県議会9月定例会 新潟県知事 2026年度までに倍増500人目指す。  
「深刻な人口減少、地域の新たな担い手に」
- ・ 広島県三次市、鳥取県日野町、島根県邑南町、福島県川俣町、桑折町、長野県長野市 外

総務省管轄事業「地域おこし協力隊」を新たな新規就農ルートとして活用。福島県は、地域おこし協力隊と農林水産省所管新規就農支援の制度をパッケージした支援モデルを構築。



※ いずれも最長 +3年で8年間の支援モデル

(4) 半農半Xなど新たな就農者の確保の推進

令和2年3月に公表された「食料・農業・農村基本計画」では、兼業農家や小規模家族経営などの多様な担い手が、初めて「地域社会の維持の面でも重要な役割を果たしている」と評価され、同計画とともに公表された「農業構造の展望」でも、従来の担い手（認定農業者等）と「半農半X」などの多様な経営体が連携・協働するビジョンが描かれたところです。

一方、令和5年4月には農地法が改正され、第3条許可に係る下限面積要件が撤廃されたことから、経営規模の大小にかかわらず農地を取得することが可能となりました。

半農半X、二地域居住、定年等帰農者、地域おこし協力隊など、農的関係人口と呼ばれる地域内外の人々を含めて地域を支える体制づくりをはじめ、農業と地域

資源を組み合わせた新たな価値や活力の創出のためにも、農業を副業的に営む経営体に対しても、地域農業に貢献する多様な担い手として位置付け、育成支援を積極的に行うことを要望します。

○ 事例等

・ 島根県、福岡県、愛知県、静岡県 半農半X支援事業

島根県／ 県外からUIターンして概ね1年以内、農業開始の年齢が原則65歳未満、年間販売額が50万円以上の営農を予定している人を対象に、就農前研修経費を月12万円（最長1年間）、研修を終えて定住を開始した後も営農に必要な経費を月12万円（最長1年間）支給し、さらに施設整備費用も100万円を上限に必要額の1/3を補助。

また、島根県ではUIターン産業体験（農業、林業、漁業、伝統工芸、介護等）についても月12万円（3か月以上1年以内）支給していることから、半農半X支援の制度をパッケージした3年間の支援モデルを構築している。なお、島根県では「半農半蔵人（夏期自営農業+冬期酒造り補助）」の提案募集など、「X」についても異業種と連携した人材確保策に取り組んでいる。

一方、島根県では半農半X支援事業のほか、「担い手不在集落の組織化等支援」「定年等帰農者営農開始・定着支援」「半農半集落営農支援」等5事業を展開することにより、総合的に地域が必要とする多様な担い手の確保・育成支援に取り組んでいる。

・ 秋田県 半農半X体験事業

県内市町村ごとに半農半X体験事業を実施。実施期間は3週間。具体的な日程は、参加者と受け入れ農林業者との日程を調整して決定。対象者は、自分の仕事をリモートワーク等により農山漁村に持ち込める方となっている。

・ 石狩市 石狩アグリケーション（農業×バケーション）事業

石狩市内に原則10日以上滞在し、週に4～5日間有償で農作業に参加。残りの時間で農村休暇を満喫するなどリアルな農村生活を体感するプログラム。

事業運営は、石狩市から石狩市農業協同組合が石狩アグリケーション受入管理業務を受託して実施。プログラムはベーシック型のほか、滞在期間中半日はテレワークを行い、滞在后1月以内に今後の地域農業の省力化に向けた「スマート農業（センシングなど）の提案を行うスマート型、石狩市内での就農を希望する方が原則2月以上滞在するアドバンス型の3種類となっている。

・ 阿賀野市（笹神地区）過疎地域新規就農支援事業

早くから有機栽培米の栽培に取り組んでいる笹神地区において最長1年間の農業研修と月12万5千円を交付する。対象者は、有機米、トマト、枝豆、柿または笹神なすのいずれか1品目以上の生産を行うことが条件で、就農日の年齢が50歳未満であることとなっている。

#### (5) 女性の活躍を後押しする地域農業の環境づくり

女性の能力が農業・農村で十分発揮されるためには、活躍できる環境づくりが重要であることから、「家族経営協定の締結」や「農業経営改善計画の共同申請」を推進するとともに、ほ場における簡易トイレ（トイレカー等移動式トイレを含む）の設置など女性農業者の働きやすい環境整備や地域資源を活用した起業化等への支援対策を強化することを要望します。

#### ○ 事例等

令和5年度新潟県優良農業経営体等表彰 経営改善部門（女性活躍）  
知事賞受賞 佐渡市松ヶ崎地区認定農業者

- ・ ドローンやラジコン式草刈り機の活用、アシストスーツの試行など、農作業のスマート化に積極的に取り組んでいる。
- ・ フレックスタイム制の導入やほ場における簡易トイレの整備など、雇用環境の向上を図ることで、毎年25人を超えるパート従業員（うち女性10人程度）を安定的に確保している。

#### (6) 農業者年金の加入・全国農業新聞の普及推進

農業者年金制度は、独立行政法人農業者年金基金法に基づいて、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする公的年金です。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて、農業者年金の加入推進に農業協同組合と連携・協力して取り組んでいることから、農業者年金の加入推進等についてご理解とご協力をお願いします。

一方、全国農業新聞は、農業委員会制度が発足した翌年の昭和27年より農業委員会の組織紙・農業者の情報紙として発行されています。

全国の農業委員会では、農業委員会業務や農政の動きなどについて活発な情報提供活動を進めるため、「農業委員・農地利用最適化推進委員数の5倍以上の購読達成」に向け、組織一丸となって全国農業新聞の普及推進を進めていますので、全国農業新聞の購読等についてご理解とご協力をお願いします。

## 4 農業委員会活動への協力・支援

#### (1) 市長部局と農業委員会との連携・協力について

農業委員会は、農業・農業者の公的代表機関としての性格を有しています。

このため、農業委員会等に関する法律第38条では、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が定められています。

今、真に農業者や地域の農業の立場にたって、その進むべき方向とこれを実現するための農業振興施策のあり方を明らかにしていくことは、農業者の代表として選ばれた農業委員や農地利用最適化推進委員で構成される農業委員会の極めて

重要な役割です。

農業委員会が、農業・農業者の代表機関としての役割・機能を発揮するためにも、農業委員等が施策の目的・内容等について深く理解し、市長部局とともに施策の推進にあたることができるよう、施策の企画立案・実施等において農業委員会との連携・協力を努めていただくよう要望します。

○ 農業委員会等に関する法律

(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)

第38条 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策(以下「農地等利用最適化推進施策」という。)を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体(以下「関係行政機関等」という。)に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

(2) 農業委員会事務局の体制強化について

農業委員会では限られた人員体制の中で、農地法等に基づく法令事務をはじめ、必須事務となった農地利用の最適化を実現すべく幅広い取り組みを行っています。

また、地域計画の策定と目標達成のための活動についても令和6年度以降に順次増加するとともに、遊休農地対策への対応等についても業務の増加が予想されることから、事務局体制の構築については、人員体制の充実の必要性を認識され、適切な職員の配置に努めていただくよう要望します。

○ 農業委員会等に関する法律

(職員)

第26条 農業委員会に職員を置く。

2 職員の定数は、条例で定める。

3 職員は、農業委員会が任免する。

4 職員は、会長の指揮を受け、農業委員会の事務に従事する。

5 農業委員会は、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めなければならない。この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めなければならない。

○ 佐渡市農業委員会事務局処務規則

(事務局の職員及び任免)

第4条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)、次長、副参事、係長その他職員を置く。

2 職員の定数は、佐渡市職員定数条例(平成16年佐渡市条例第38号)で定める。





佐渡市農業委員会事務局

〒952-1292

新潟県佐渡市千種232番地

TEL (0259) 63-5115 FAX (0259) 63-2750

E-mail [s-noi@city.sado.niigata.jp](mailto:s-noi@city.sado.niigata.jp)